

制度的措置の方向性（事務局案）

1. グラハン事業者及びその事業実態の把握

国（航空局。以下同じ。）によるグラハン事業者に対する監督は、限定的かつ間接的となっている。また、グラハン業務の受委託形態は、一次請け、二次請けといった多層構造で複雑化しており、まずはその事業実態を把握することが必要である。以上のことから、グラハン事業者の事務負担も考慮しつつ、グラハン事業者から国が直接情報提供を受ける制度創設を検討する。

また、当該制度の実施に当たっては、グラハン事業者を含む関係者が準備を必要とすることに配慮し、対象となる業種の範囲やその内容などその詳細についての十分な周知期間等を設ける。

なお、今回創設を検討する制度は、グラハン業務の事業実態を国が直接情報提供を受けることで把握するためのものであることから、航空運送事業者によるグラハン業務の外部委託時の監督責任はこれまで通り、航空運送事業者にあるものとする。また、航空運送事業者及び空港管理者からの不安全事故の義務報告制度は有効に機能していることから、これを継続することとする。

2. 重大事案等発生時の国の対応

空港の制限区域内における事故の発生件数が増加傾向であり、グラハン業務に関連する事案が多数を占めていることから、重大な事案等が起こった際などに国が直ちに対応できるよう、上記制度の創設に併せてグラハン事業者に直接調査や聞き取り等が行える仕組みを検討する。

3. 安全確保に関する国の活動

今回の制度創設を機に、不安全事故の原因や対応策について共有する現在の仕組みについて、グラハン事業者も直接情報を入手して、安全対策が講じられるよう、その充実を図る。また、国がグラハン業務の安全確保に関する取り組みの実態把握やその推進を図るため、グラハン事業者との意見交換を行うことなどを検討する。